

事業所別自主測定結果一覧表（その1：排出ガス、ばいじん、燃え殻・焼却灰）

No.	事業所	特定施設の 種類	焼却能力 (kg/h)	自主測定結果											休 止 中	
				排 出 ガ ス					焼却炉ばいじん			燃え殻・焼却灰				
				採取年月日	排ガス量 (Nm ³ /日)	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出 基準 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準 適否	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準 適否	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準 適否		
1	尼崎市立クリーンセンター 第1工場	廃棄物焼却炉	6250	R6.9.2	770,400	0.0015	1	適	R6.9.2	0.27	適	R6.9.2	0.0016	適		
		廃棄物焼却炉	7292													○
2	尼崎市立クリーンセンター 第2工場	廃棄物焼却炉	10000	R6.11.13	1,248,000	0.0016	0.1	適	R6.11.15	0.033	適	R6.11.15	0.098	適		
		廃棄物焼却炉	10000	R6.11.15	1,262,400	0.0016	0.1	適								
		廃棄物焼却炉	3042													○
		廃棄物焼却炉	3042													○
3	レンゴー(株)尼崎工場	廃棄物焼却炉	3958.3	R6.6.13	25,300	0.013	1	適	R6.6.13	0.00054	適	R6.6.13	0	適		
4	(株)村島喜八商店	廃棄物焼却炉	165	R6.10.25	14,100	9.7	10	適				R6.10.25	0.17	適		
				R6.10.24	14,100	0.9		適								
5	(有)川崎商店	廃棄物焼却炉	70	R6.7.23	8,400	0.0082	10	適								
6	尼崎ドラム缶工業(株)	廃棄物焼却炉	53	R6.7.25	28,800	1.7	10	適	R6.7.29	0.000058	適用除外	R6.7.26	0.068	適		
		廃棄物焼却炉	267	R6.7.26	30,600	2	10	適				R6.7.29	0.057	適		
7	日油(株)尼崎工場	廃棄物焼却炉	1124	R6.11.29	145,440	0.0027	10	適	R6.9.20	1.4	適	R6.9.20	0.00006	適		
												R6.9.20	0.19	適		
8	兵庫東流域下水汚泥 広域処理場	廃棄物焼却炉	8333	R6.10.16	195,620	0.000014	1	適				R6.11.5	0	適		
		廃棄物焼却炉	8333	R6.8.26	383,620	0.0000028	0.1	適				R6.10.1	0	適		
		廃棄物焼却炉	8333	R6.8.27	769,530	0.0000087	0.1	適				R6.10.1	0	適		
9	利昌工業(株)	廃棄物焼却炉	1000	R6.7.17	204,000	0.0000021	10	適								
10	(株)ジオレ・ジャパン	廃棄物焼却炉	282	R6.4.4	209,760	0.000042	5	適	R6.4.4	0.019	適	R6.4.4	0.000013	適		
11	(株)桜井	溶解炉	—	R6.11.12	312,000	0	1	適								

備考1：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく報告期限が到来した施設の報告を掲載。

2：網掛けの部分は休止中又は排出がない等のため測定が行われていないことを示す。

3：焼却炉ばいじん、燃え殻・焼却灰の排出基準は3ng-TEQ/g。

事業場自主測定結果一覧表（その2：排水）

No.	事業所名	特定施設の 種類	採水場所1				採水場所2						
			排水口 番号	採水年月日	排水量 (m ³ /日)	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 適否	排水口番 号	採水年月日	排水量 (m ³ /日)	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 適否	
1	尼崎市立クリーンセンター 第1工場	灰貯留施設	1	R6.9.2	98	0.042	適						
2	尼崎市立クリーンセンター 第2工場	灰貯留施設	1	R6.11.15	139.1	0.012	適						
3	日油(株)尼崎工場	湿式集じん施設	1	R6.11.29	8,323	0.012	適						
4	尼崎市東部浄化センター	下水道終末施設	1	R6.12.2	53,883	0.0037	適						
5	武庫川下流浄化センター	下水道終末施設	1	R6.5.15	115,332	0.00016	適	2	R6.5.15	136,141	0.00024	適	

備考1：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく報告期限が到来した施設の報告を掲載。

2：網掛けの部分は休止中又は排出がない等のため測定が行われていないことを示す。

3：排水の排出基準は、10pg-TEQ/L。